

第3回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成24年3月13日（火） 10:00～12:00

場所：障害者総合支援センター 2階 研修室

次 第

1. 開 会
2. 議 題
第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
次期障害者総合支援計画（最終案）について
障害者虐待対策部会からの報告及び相談支援指針について
来年度以降の相談支援体制について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第3回さいたま市地域自立支援協議会次第
- ・ 第3回さいたま市地域自立支援協議会座席表
- 【資料1】第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- 【資料2】さいたま市障害者総合支援計画（最終案）
- 【資料3】さいたま市障害者相談支援指針（平成24年度版素案）
- 【資料4】平成24年度以降の相談支援体制について
- 【参考資料】
- ・ 障害者虐待対策部会報告
- ・ 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）
- ・ さいたま市障害者生活支援センター設置要綱
- ・ 報道発表資料

出席者

委 員・・・大須田潤子、小津礼子、菅原龍弥、遠山博司、長岡洋行、日向 聡、三石麻友美、宗澤忠雄（敬称略）

事 務 局・・・吉野博之（課長補佐）、小久保俊宏、大塚慎斗

1 開会

出席状況と資料の確認

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので「第3回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員10名、欠席委員2名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日3名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を3名と定め、この方々につきまして、傍聴を許可したいと存じます。ここで審議に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

(吉野課長補佐)

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りした資料といたしましては、第3回さいたま市地域自立支援協議会次第及び座席表、資料1といたしまして第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)、資料2といたしましてさいたま市障害者総合支援計画(最終案)、資料3といたしましてさいたま市障害者相談支援指針(平成24年度版素案)、資料4といたしまして平成24年度以降の相談支援体制について、参考資料といたしまして、障害者虐待対策部会報告、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)、さいたま市障害者生活支援センター設置要綱、「平成24年4月1日から組織が変わります」と書かれた報道発表資料。以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

(宗澤会長)

ありがとうございます。皆さん資料の方はよろしいでしょうか。

2 議題

第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)の承認

(宗澤会長)

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第2回さいたま市地域自立支援協

議会議事録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められております。これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますが、その後誤字脱字等を修正したものを本日お配りいたしております。内容上特に修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは、第2回の議事録(案)につきましては、事務局の案のとおり承認といたします。

次期障害者総合支援計画(最終案)について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、次期障害者総合支援計画(最終案)についてということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

(吉野課長補佐)

それでは本日お配りした資料2の方をご覧くださいませでしょうか。「障害者総合支援計画」につきまして、計画の最終案と、計画策定に係るこれまでの経過について、説明をさせていただきます。

まず、障害者総合支援計画の位置付けと体系についてでございますが、前回の第2回協議会でも、パブリックコメントにかける前段階の計画の素案に基づいて説明させていただきましたが、改めて、このさいたま市障害者総合支援計画の位置付け、体系について、簡単に説明させていただきます。

最終案の2ページをご覧ください。さいたま市障害者総合支援計画は、まず第1点目として、障害者基本法第11条に規定する「市町村障害者計画」として、市における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものであり、第2点目としては、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害者の地域移行の数値目標を定め、障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量を定め、サービス提供体制の確保をはかるもの、といった2つの計画を一体的に策定しているものでございますが、次期計画につきましては、これらの位置付けに加え、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」に基づく施策を推進する計画としての位置付けも併せ持つ形となるものでございます。

3ページをご覧ください。計画期間は、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の計画期間が3年間とされ、現行計画は平成21年度から平成23年度を計画期間としており、平成24年度から平成26年度の3年間を次期計画の計画期間とします。

29ページをご覧ください。計画の基本体系といたしましては、まず計画の「基本方針」は、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の前文、目的に

ある 「誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざす」ことを基本方針として、さいたま市における障害者施策を総合的に定めることといたします。

続いて、基本目標と基本施策でございますが、次期計画では、これまでさいたま市が実施してきた現行計画に基づく障害者施策は継続し、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の施行により、今後本格的に推進していく施策について、新たに目標を設定し、条例の内容に沿った形で計画体系を再編しております。

基本目標1の「障害者の権利の擁護の推進」は、条例第2章にある障害者への差別や虐待の禁止等の施策について、条例の施行により今後本格的に推進していくものとして、新たに基本目標として設定したものでございます。基本目標2の「質の高い地域生活の実現」、基本目標3の「自立と社会参加の仕組みづくり」は、現行計画における1、2の基本目標を踏襲し、現行計画の基本目標3の「主体的な選択の支援」も含めて、条例に沿って、各基本施策を整理統合しております。基本目標4の「生涯にわたる発達の支援」は、現行計画における「療育の充実」「教育の充実」といった施策について、条例に規定されている、生涯にわたる障害者への保育、教育の実施を進めるものとして、新たに基本目標として設定したものでございます。

以上の施策について、条例に基づく基本施策として推進していくとともに、今回の計画期間において、特に重点的に取り組む事項として4つの事項を重点プログラムとして掲げております。「障害者権利擁護システムの構築」につきましては、障害者に対する差別や虐待を防止するための取組みとして、幅広い市民に対して条例についての周知啓発を進めるとともに、差別や虐待事案が発生した際の助言やあっせん等の条例に基づく具体的な対応ができるための体制の構築に取り組んでいきます。「相談支援システムの強化」につきましては、前期計画でも重点プログラムとして取り組んできましたが、障害者の地域生活のために不可欠な相談支援について、前期計画重点プログラムの居住支援システムの構築についても包含し、各区に設置した障害者生活支援センターを中心とした相談支援システムを強化していきます。「生涯にわたる切れ目のない支援」につきましては、条例第27条（生涯にわたる支援）に基づき、乳幼児期からすべての年代において、ライフステージの変化に応じ、その障害者に必要な支援を継続的に行います。このプログラムにおいて、前期計画重点プログラムの障害児支援システムの構築、障害者就労支援システムの構築、発達障害者支援システムの構築を包含し、継続した支援の必要性の観点から、重点プログラムとして取り組みます。「災害時の対策」につきましては、昨年の東日本大震災を受け、本計画期間において、災害時要援護者の避難支援対策について、再度検証し、実効的な対策を推進していくこととしております。

36ページからが、各論として161の各「関連事業」の事業内容をそれぞれ記載しています。これらの関連事業につきまして、1つ1つ説明していくには膨大であるため、個々の事業の説明は省略させていただき、資料としてご確認いただければと思います。

72ページからが、4つの重点プログラムについて、それぞれ「プログラムの背景・趣旨」「プログラムの基本方針」「具体的な施策及び方向性」を記載しております。各重点プログラムの内容につきましては、先ほど説明させていただいたとおりです。

82ページからが、「第3期障害福祉計画」部分でございます。まずこの「障害福祉計

画」につきましては、先ほども簡単に説明しましたが、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害者の地域移行の数値目標を定め、障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込み量を定め、サービス提供体制の確保をはかるものでございます。

そして、第3期というのは、この「障害福祉計画」は平成18年の障害者自立支援法の施行時より3年間を計画期間として策定しており、平成18年から平成20年が第1期、平成21年から平成23年が第2期、そして平成24年から平成26年の次期計画が「第3期障害福祉計画」となるものでございます。

「市町村障害福祉計画」では、「平成26年度の施設から地域への移行の数値目標」「各年度における指定障害福祉サービス等の見込量と見込量確保のための方策」「市町村地域生活支援事業の実施に関する事項」等を定めることとされており、82ページ以降にこれらの事項について、記載しております。

それでは、ここで第3期障害福祉計画部分について、前回協議会でお示しさせていただいたパブリックコメントの計画素案から変更のあった箇所についてご説明させていただきます。計画期間の最終年度である平成26年度のサービス見込量について変更したことで、平成26年度までに達成を目指す数値目標につきましても、変更した箇所がございます。

86ページになりますが、(4)就労移行支援事業の利用者数につきましては、目標値自体の平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数が500人。これ自体は素案の時の数字のままですが、上段の福祉施設利用者数が4,535人から3,445人へ変わりました。

そして次の87ページになりますが、(5)就労継続支援A型事業の利用者の割合につきまして、国の基本指針とおりとする必要があるか、これまでの実績と比べ伸びが大き過ぎるとのパブリックコメントでの意見を受け、目標数値を下方修正しております。就労継続支援事業利用者の3割はA型を利用するとしていたものを1割に、510人を100人に修正しております。

各サービス見込量で大幅に修正した部分は、91ページになりますが、療養介護につきましては、重症心身障害児施設からの移行分を見込みまして、100人分ほど数値を追加しております。日中活動系サービス見込量については、埼玉県福祉部障害者福祉推進課より、第3期計画期間では旧法施設からの移行はないこと、埼玉県全体の中でさいたま市の数値の占める割合が多くなりすぎること、これらの見込量を賄えるだけの体制整備を行えるか疑問であること、との指摘を受け下方修正したものがいくつかございます。

96ページをご覧ください。生活介護、就労継続支援A(B)型につきましては、これらの指摘を受け、平成25年度、26年度の数値を下方修正しております。

また計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の数値につきましては、間違っただけ年間数値を記載しておりましたので、月間数値に修正しております。以上が第3期障害福祉計画部分についての修正箇所でございます。

続いて、計画策定にあたってのこれまでの取組みと、今後の計画策定のスケジュールについて説明させていただきます。計画の策定にあたっては、これまでの間、障害者施

策推進協議会や市民会議、そしてパブリックコメントなどの場を通じ、幅広い市民の方からご意見をいただいております。12月から1月にかけて実施したパブリックコメントにおきましては、パブリックコメント期間中に開催した市民会議における意見も含め144件にのぼる計画素案に対するご意見をいただきました。

それではここで、パブリックコメント等の市民からいただいたご意見を反映させた箇所について、ご説明させていただきます。パブコメでは、主に計画全般に関する意見、条例、障害者施策の周知啓発に関する意見、福祉サービスに関する意見、住まいの場に関する意見、相談支援体制に対する意見、情報提供に関する意見、就労支援についての意見、バリアフリー空間の整備についての意見、障害者権利擁護システムについての意見、生涯にわたる切れ目のない支援についての意見、災害時の対策についての意見、障害福祉計画についての意見といったところに多くご意見をいただいたところです。

パブリックコメントでの意見を受けての修正は、用語の不統一、説明が足りない箇所、言い回し等についてのご指摘をいただいておりますので、これらを修正するとともに、個別の事業について、計画の書きぶりや計画目標が少ないのではないかなどといったご指摘をいただきましたので、対応可能なものについて修正をしたところでございます。

例えば、60ページのジョブコーチの派遣の計画目標について、新規就労者10人から15人へ修正しております。そして96ページにある障害福祉サービスの見込量に関する事項でございますが、障害者の施設から地域へ移行する際の主たる受け皿となりますグループホーム、ケアホームの整備見込量が少ないとの指摘を受けまして、表の下段部分になりますが、共同生活援助、共同生活介護の整備見込量について、市内における施設で利用見込量を賄えるだけの定員に修正しております。

そして、97ページになりますが、先月末開催した第4回障害者施策推進協議会では、地域生活支援事業等の見込量の「コミュニケーション支援事業」のうち「手話通訳者派遣事業」について、平成24年度からの利用見込者数に関してご指摘をいただいたことを受け、過去の実績と今後イベント等への派遣依頼が増加することを考慮し、今年度の見込みも含めて上方修正しております。以上がパブリックコメント等での意見を反映した事項でございます。

本計画の策定にあたっては、障害者施策推進協議会を、これまで4回開催し、計画案についてご審議いただいております。誰もが共に暮らすための市民会議につきましては、これまで2回開催し、計画案について様々な意見交換をいただいております。

今後は、パブリックコメント、市民会議でいただいた意見、先月開催した第4回障害者施策推進協議会でいただいた意見を反映させた、こちらの計画最終案を、3月開催予定の市民会議、第5回障害者施策推進協議会で、再度、意見交換、ご審議をいただくことを予定しております。年度内に計画を策定するという一方で、残り時間が少ない中で非常にタイトなスケジュールとなってしまいましたが、以上の流れで進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。そして計画策定後の障害者施策の推進、条例に基づく障害者の権利擁護体制整備につきましても、何卒引き続きご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。以上が、計画最終案と今後の策定スケジュールについての説明でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、皆様から何かご意見等
はございますか。施策推進協議会ではないので、自立支援協議会の立場で何かご意見が
あれば伺いたいと思います。

(小津委員)

60ページの障害者総合支援センターのジョブコーチの派遣は最初10人でした。な
ぜかという、要望があれば人材を派遣しているという自信があったからです。ちなみ
に去年新規で何人派遣したかという、22人派遣している。この5年間では81社1
43人派遣している。要望があれば(断ることなく職員を)やりくりして実施するのだ
から、数値目標を掲げるまでもないという思いがありました。それで他の方から10人
というのは少ないだろうと言われて、15人と上向きになった。そのような提案を聞く
と、仕事はやっているのだけど、きちんと形に表す取り組みの時にいささか安易ではあ
ったという気がいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございます。実態としては数値以上の取り組みは既にされているのに、行
政機関が公開する計画における数値としては、控えめにしておくというのはありがち
なことです。できれば実態に即した数値目標を入れていただければありがたいと思
います。

(大須田委員)

95ページの地域生活支援事業の見込量と確保方策の部分で、移動支援事業の見込量
と取り組みの部分について実情をお話しできればと思います。4月に移動支援の対象者
が拡大になって、利用できる方が増えてよかったです。ただ、介護者に慢性的な
疾患があるということが条件になっているのですけれど、実態として、両親が共働きで
送迎ができないといった事例がなかなか移動支援の対象として認められないというこ
とがありました。ここの部分は障害のある方やご家族の実態に合わせて、条例に基づいて
柔軟な対応をしていく必要があると思います。

(吉野課長補佐)

今年度4月から移動支援事業については、通学、通所の部分について拡大させていた
だいたところですが、それほど利用者数の伸びがなかったというのも事実でございます。
条件的に厳しいということは、既に保護者の方からもご意見としていただいているとこ
ろでして、課内でも検討して、この4月以降はもう少し利用しやすい制度に変更する予
定でございます。

(宗澤会長)

色々な考え方があると思いますが、条例作りの最中から移動支援の問題については地
域生活云々の前提条件をどう作っていくのかということを考える上での基本的なサービ

スに関わるので、今大須田委員からご指摘があったように、できるだけ柔軟な利用を認めていくという方向でぜひともご検討いただければと私も思います。

(遠山委員)

今後、移動支援の対象者の見直しというのは考えていらっしゃるのでしょうか。例えば、身体障害の方だと全身性障害者、つまり肢体不自由の1級であって、両上肢両下肢いずれにも障害がある方だけが対象ですが、片麻痺で1級の方ですとか脊髄損傷で両下肢全廃の方、そういった方が移動支援を利用できないかということでご相談いただくこともあるのです。そのあたりは今後見直しを考えていらっしゃるのでしょうか。当面は現行のままということですか。

(吉野課長補佐)

対象の拡大については今始まったことではなくて、制度発足時から遠山委員がおっしゃったように肢体不自由で片麻痺の方が利用したいとのことでかなり要望をいただいているのですが、今のところ対象者の拡大については考えてはおりません。

(遠山委員)

もともと、移動支援のさいたま市の要件というのは、支援費制度の時の移動介護の要件をそのまま引き継いでいるわけですので、今の地域生活支援事業の中であれば、地域の実情に合わせた形で対象者を決めることはできると思うのですが。

(吉野課長補佐)

対照を拡大した場合、新たに対象となる方は65歳以上の高齢の方が多くを占めることが予想されますので、かなり予算が必要なるのかなと。

(宗澤会長)

通常障害者福祉、つまり64歳未満のところ、条例の障害概念を変えているというところがあります。サービス利用の要件に医学的な状況を盾にするというのは発想としておかしいわけでしょう。モビリティ(可動性)に困難がある実態から議論を組み立てることになるわけだから、65歳以上になると、ご指摘のようにどこまでサービスをやっているかわからないという現実が出てくると思うので、ひとまず64歳までという範囲の中で条例の障害概念に基づく基本的な運用を目指すという方向性については確認してもらってもいい気はします。そうでないと、今の説明を地域に対してしたら、もし私が地域の市民だったら突っ込みます。今直ちにどこまでできるのかという問題が当然予算の関係で出てくるのですが、基本的な考え方としては、遠山委員が言われたように片麻痺でも現実に移動支援が必要だという状態が確認されるのであれば、それを対象としていくのが基本的に本市の条例の主旨だと理解しているという風におっしゃっていただかないと。

(吉野課長補佐)

確かに他の障害、例えば知的障害や精神障害の場合だと、その障害だというだけで認めるという形になっていきますけれど、肢体不自由だけは全身性という条件が付されているというところでは、差別というわけではありませんが、そのようなご意見もありますので、今会長がおっしゃったように今後精査してまいりたいと思います。

(小津委員)

私は長く身体障害者手帳の交付に携わってきたのですが、65歳以上の人は介護保険の色々な心配だとかがあって、なかなか利用できないというのがあるのだけども、65歳以上の片麻痺の人の問題というのは老人問題であって、そこまで広げた時の財源となると膨大なものになるのです。そのあたりの手当てをきちんとしないとぐちゃぐちゃになってしまうのではないかと、長く障害の制度に携わってきた者としては思っています。

(宗澤会長)

本来であれば65歳以上を区別するというのはおかしいと思っているのですが、限られた今の条件を基にして、いい意味で地域での自立を考える場合に、18歳から64歳の間の通常の青年期の人たちの地域生活における自立を最大限保証していくという観点から、そこでは片麻痺とか全身性という医学的な枠組みから対象を絞ってしまうということを基本的にはなくしていく方向にあるのか、そこは担当課として確認しておいて欲しいと思います。片麻痺の人でも移動支援を使えることによって、社会人としての自尊心を育て就労自立していく可能性が生まれる人もおられると思うのです。そこを支援していくという観点を我々が共有できた場合に「片麻痺だからだめだ」というのはちょっとアナクロなのではないかと。

(遠山委員)

要綱だと「準ずるもの」ということで、例えば片麻痺の方で右半身不随だったとしても、脳幹に外傷がある場合だと全身性と捉えると。ただ、先生の意見が片麻痺と出ていて手帳の認定も片麻痺と出した方で、右半身が全く動かない状態で左側の筋力が半減した等のことであれば、状況によっては全身性と捉えるような場合もありまして、現場ではそのような形でやらせていただいておりますが。

(宗澤会長)

何でもそうですけれど、「当面こうする」「何々に準ずる」のような公の文書によく出てくるようなものは下手すると実際の運用を抑制できるように使うための言葉として入るではないですか。これは厚生労働省だけでなく全ての行政文書がそうなっている。「準ずる」だけでも方向性としてはこうだろう、その方向でこれから施策を進めていくということの具体的な検討を前に進めていただきたいと思います。これが自立支援協議会の要望であるということで、是非ともよろしく願いいたします。

(長岡委員)

質問なのですけれど、96ページの、これは継続相談の月ごとの数ということですよ。これは新規だけの数なのか、それともモニタリングも含む数なのか。

(吉野課長補佐)

新規だけです。

(長岡委員)

新規ですと、例えば655人という平成26年度は10区に指定をすると1区70人でその他にモニタリングが入ってくると膨大な数になると思うのですけれども、その辺りどのような対応を考えていらっしゃるのかということが1つと、共同生活援助と介護の数がとても増えていますよね。共同生活介護の方は平成26年度におよそ3倍の人数という増え方になっているのですが、これも多分数値目標を挙げただけでは実現は厳しいのではないかと思うのですが、どのような対策を市の方で考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

(吉野課長補佐)

計画相談につきましては、さいたま市の平成24年度の体制といたしましては市内の障害者生活支援センターに計画相談として事業所指定を受けていただくことを予定していきまして、1箇所だけゆめの園さんの方が(計画相談を)やりたいということで(障害者生活支援センターとは別に)手を挙げていただいて、登録していただいたところなのですが、それでも到底平成24年度当初から全ての対象の方を計画相談の対象とするというわけにはいきませんので、今長岡委員さんがおっしゃったようにとりあえず新規でサービスを受ける方だけを対象に当面は特定相談をお願いしたいと考えております。

ただ、15箇所の事業所で平成26年度の目標値ができるわけではございませんので、特定相談支援のサービスを提供してくれる事業所につきましては、市としても拡大していくように考えてはいきたいのですが、どこでもいいというわけにはいかないのです、こちらである程度お話を聞いた上で事業所の数を増やして、平成26年度には障害福祉サービスを受けている方全員が対象となりますので、それらに対応できる事業所の数にはしていきたいと考えております。

あともう1点、共同生活援助と共同生活介護(の事業所の新設)につきましては、国庫補助事業以外の市の単独事業はないのですが、この数値目標は今の施設の状況では賅えるものではございませんので、今後は市単事業を含めた形で検討していきたいと考えております。

(宗澤会長)

ありがとうございました。

事務局から大きな決意表明をいただいたと理解させていただきます。

(宗澤会長)

それでは、時間の関係もありますので、次の議題に移らせていただきます。障害者虐待対策部会からの報告及び相談支援指針についてということですが、事務局からよろしくお願いいたします。

(小久保主事)

障害者虐待対策部会からの報告及び相談支援指針について説明させていただきます。前回の第2回地域自立支援協議会において、障害者虐待に対しては全市において適切に実施していくためにはいくつかのマニュアルやリストが必要、具体的にはサインリストであるとかリスクアセスメントシートであるとか分離・集中的支援における要否判断の手順、訪問調査に必要な準備について、接近困難事例について等、こちらの部分について整備が必要ということで議論がまとまったかと思うのですが、そういったことを受けて11月22日、12月27日、2月21日と3回に渡って部会の方で議論をしてまいりまして、まとまったものが参考資料として今回付けております「障害者虐待部会報告資料」でございます。順番に簡単に説明いたします。部会の委員の皆様には多大なるご協力をいただきありがとうございました。

P1が「障害者虐待サインリスト」になるのですが、こちらにつきましては日常の支援の部分であるとか、あらゆる場面で、もしかしたら虐待かもしれないという風に気づくためのものになります。こちらについては支援者だけでなく地域の方々にも見ていただけたらと思います。項目としては指針のフェイスシートやアセスメントシートの上位項目をベースに情緒、行動の部分だけ虐待ゆえにということで加わっております。

P5になりますが、「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」についてまとめておりまして、実際に通報、訴えがあり虐待として対応していく中で使用していくものであります。こちらのシートによって支援の緊急度、厚み、課題等を明らかにしていくものです。現象に即して整理するという観点からさいたま市の虐待の6つの類型「身体的虐待」「ネグレクト」「性的虐待」「経済的虐待」「心理的虐待」「セルフネグレクトのネグレクト」等に分けて整理をしています。また、虐待の程度、本人の状況、虐待者の状況、家族の状況といった形でも整理をしています。リストの活用方法といたしましては、虐待という性質上、機械的な判断はできないということで、点数化等はしておりません。アセスメント結果をP10の「評価シート」に落として、アセスメントをする場合は必ず複数で確認をして、最終評価の部分はチームで対応して総合的な判断をしていくという形で議論がまとまっております。このシートにつきましては、情報の整理というだけでなく支援機関での情報共有、記録という意味でも非常に有用だということで、必ず利用するという形で議論がまとまりました。

次のP11に「分離・集中的援助における要否判断の手順について」ということでフローチャートがございますが、こちらにつきましては先程の評価シートの介入の緊急度のところとリンクしておりまして、介入の緊急度を判断する際にはこの手順を参考に判

断していただければと思います。それから P 1 3 になりますが、「立入調査に必要な準備について」ということで、実際の支援をしていく中で立入調査は私の領域に入っていく部分になるので、準備が入念に必要なため支援指針に載せるべきだというお話がございまして、ここで立入調査に必要な準備についてまとめております。立入調査の前提という部分から、事前に確認すること、準備、実施の段階での訪問時の状況判断、緊急性の判断の仕方等載せております。また、警察に対する援助要請等についてもこちらに載せております。さらに、この調査及び立入証が必要となる準備品目として、何を持っていくのがよいか実践的な部分も議論をしてまいりまして、訴訟等のリスクもあるので、身分証や IC レコーダー、デジタルカメラ等が記録として必要ということでこういった部分もまとめておりますので、実際に活用できるものかと思っております。さらに部会の中で保健所や児童相談所等では立入調査の際に定型原稿を用意しているというお話がありましたので、児童相談所のお話等を参考に P 2 1 のような形で原稿を作りました。

P 2 2 なのですけれども、「立入調査指示書」ということで、さいたま市の児童相談所で作っているものをベースに立入調査をする際は正当なものであるということを明示するためにこういったものを持っていくという形でまとめております。

続いて P 2 3 の「障害者虐待にかかわる支援の留意点」です。虐待対応というのは通常の支援と異なり支援者の方から入っていくという部分がありますので、通常の支援と違った困難さがあり、信頼関係の形成であるとか、アセスメントをどうするのかという部分が支援者共通の課題になると考えられます。ここでは支援者の心得という形で留意点を挙げております。項目としては「虐待者・被虐待者とのかかわり方 - 信頼関係の形成に向けて」、「虐待に関するアセスメントと支援」、「連携によるチーム・アプローチと研修を重視して」という 3 項目でまとめております。こちらの部分については支援者の方にまず読んでいただきたいところでございます。

続いて、P 2 9 になりますが、「やむを得ない事由による措置について」ということで実際の対応の中で緊急一時保護が必要だということになれば、やむを得ない事由による措置の検討も考えられるのですが、実際支援課等でやり方がわからないということになったら非常に問題でありますので、こちら支援指針の方にこういった形でまとめております。

P 3 2 の部分につきましては、一時保護における留意点として性的虐待は性感染症の意識があることにも留意するようにということでこういった議論も行っており、こちら支援指針の方に反映しております。

次の P 3 3 ですが、「障害者虐待防止チェックリスト」ということで、こちらにつきましては、支援者、支援事業者が虐待、不適切な行為の感じ方、受け止め方を自己点検するためのチェックリストになります。こちらで事業者と支援者の個々人の意識を高めていただくと共に、虐待に対する気づきの感度を高めてほしいという部分で作成しております。事業者の方に配布をして使っていただければと考えて作成いたしました。支援者共通のシートと就労支援系支援者シート、支援者の自己点検シート、支援事業者の体制整備点検シートの 4 つのシートに分かれております。支援者の虐待になる前の自己点検のシートという形になります。

それから P 3 7 になりますが、「障害者虐待における関係機関について」ということで、

虐待につきましてはチーム対応が大原則になりますので、連携する機関も対応になるということであらゆる事例に対応できるように関係機関をリストアップしたものになります。

最後のP41なのですが、こちらは事例集になります。第1回から第3回のワーキングで取り上げた事例をベースとして宗澤会長に加工いただいたもので、実際の事例から多くのことを学べるものかと思えます。家庭における虐待と職場における虐待それぞれでございます。こうした部会からの報告を受けまして、今回24年度に暫定指針であった虐待の部分を補完しまして今回の議論を埋めるということで、資料3が「さいたま市障害者相談支援指針(平成24年度版素案)」という形になります。部会での議論を受けてこちらの方に落とし込んだものです。今回の地域自立支援協議会の部会での意見と、権利擁護センターができた等外部的な変化を踏まえて変えている部分がありますので、こちらの説明をさせていただきます。

まずどのように部会での議論を落とし込んだかという部分なのですが、指針のP18をご覧ください。サインリストの部分につきましては障害者虐待の「気づき」の意識を高めることが重要ということで「障害者虐待を見逃さないために」ということで入れまして、その後サインリストの説明、使い方、次にサインリストを載せているという形でまとめています。

また、P22ですが、虐待というのは、我々支援者だけが気づけはいいのではなくて、民生委員の方や地域の方に幅広く気づいてもらう必要があるということでこういった形で設けさせていただきました。

それから、リスクアセスメント・チェックシートの方なのですが、こちらは「緊急対応の判断基準」という元々あった項目を改変しまして、P23に部会の方で作成していただいたフローチャートを最初に持ってきて、緊急時の対応はこのチャートの判断に基づいてくださいという形で入れました。虐待状況からの判断基準ということで、昨年あったものにつきましてはフローチャートとリスクアセスメント・チェックシートの方にリンクするようにしてあります。となっているものはチャートのとリンクしております。というのはチャートの「やや高い」という部分とリンクしております。例はアセスメント・チェックシートの項目を引っ張っております。そういった形で前年度からフローチャートやシートに反映するような形で変更しております。緊急性の判断材料というP26の部分につきましても、同じくアセスメント・チェックシートの項目から引っ張って反映する形に検討しております。

そして、P27になりますが、アセスメント・チェックシートの目的と構成、活用方法、留意点という形でまとめております。目的としては緊急度や方向性の判断、情報整理、認識の共有、情報収集という形で活用できるという部分、活用方法は個人ではなく複数の支援者が行って、評価にあたってはチームで評価を行うということを書かせていただいております。こちらについては必ず作成するよう盛り込んでおります。

それから、P37の「立入調査について」という部分ですが、基本的には部会の方で作っていただいた資料をそのまま挟み込んでいるのですが、一応立入調査とは何かということで条例の文章と簡単な説明を「立入調査とは」として設けているのと、「立入調査が必要と判断される具体例」ということで国のマニュアルから引っ張って付け加えてお

ります。

P 4 7に「やむを得ない事由による措置について」ということで新たに項目を設けまして、こちらにつきましては部会の方で作成されたものをそのまま落とし込んでおります。

それからP 5 1になりますが、こちらは先程申し上げましたとおり、やむを得ない事由による措置の留意点の部分で、1番後ろに別枠で設けました。

続いて、P 5 2の1番上の部分の「障害者虐待への対応は、地域の関係機関により『虐待対応チーム』を作り、それぞれの役割を生かした中で、協力・連携を図りながら支援していくことが原則となります。」は、言い方がもう少しやわらかかったので「チームで対応することが前提です。」と言い方を強めて変更しております。

P 5 3に、関係機関のリストを「障害者虐待におけるあらゆる事例を想定した関係機関リスト」として落とし込んでおります。

P 5 6にとびますが、「障害者虐待に関わる支援の留意点」ということで、昨年あったものを今回の部会で話し合っただけで作成したものに全面的に差し替えてあります。

それから、「障害者虐待防止チェックリスト(支援者用)」ということで、P 6 6にチェックリストの目的等記載させていただき、その後チェックリストを載せております。

P 7 0以降は事例集になりまして、家庭内での障害者虐待と職場内での障害者虐待それぞれ設けて、いただいたものをそのまま載せております。部会を受けての変更点は以上になります。

その他の部分についての変更点は、P 1の図の右端に「高齢・障害者権利擁護センター」を加えさせていただきました。の部分ですが、「処遇困難事例や経済的虐待により後見的支援が必要な場合等は、高齢・障害者権利擁護センターへ支援・助言を要請します。」と加えるように変更しております。

P 3以降の流れの部分ですが、真ん中辺りでサインリストやリスクアセスメント・チェックシートを念頭に対応すること、今回の部会で作られたものを参考にするととの文言を加えております。また、支援課からのご意見で、緊急時の判断の中に誰がいればよいのか昨年はあいまいであったとのことで、明確に「支援課長が同席していること、いない場合は電話等で報告、指示を仰ぐ」といった形に変更しております。

それから、施設の方の虐待につきましてはさいたま市の援護ケースがいる場合といない場合に分けて作っております。当初は一本だったのですが、昨年の第1回自立支援協議会で報告したものを変更、踏襲して指針として直したという形になります。

P 7で施設の虐待の部分に支援課や支援センターが通報を受けた時のポイントを追加させていただきました。「障害福祉施設種別や施設名の確認」「通報内容の確認」「通報者への確認」「記録」といった対応、心得の部分のポイントとして押さえてくださいということで今までになかった部分を新たに付け加えております。

最後にP 1 0 2をご覧ください。本年の4月から条例が全部施行ということで、差別事案の対応も求められてきます。それを受けて支援課、支援センターには差別事案への対応も求められますので、これは権利擁護委員会の方で議論してきたことなのですからけれども、障害者に対する差別事案への対応ということで、こちら支援指針の方に第8部として付け加える予定ですので、併せてご報告をいたします。長くなってしまいました

が以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ご意見は随時いただきたいのですが、私の方から皆さんにお願いがございまして、1つは国のマニュアル自体が3月21日の会長会議で最終的に示されるということで、それとの関係で修正が必要な箇所についてはやむを得ず修正しなければならないという部分があるのと、私が個人的に遅塚さん(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室専門官)とやり取りした印象から言うと、なかなかはっきりしたことは言わないということ、私としてはこれを現状だと受け止めています。今日私の方で使用者による虐待の事例をまとめさせていただいたのですが、国のマニュアルはこの部分が白紙のままなので、独自の判断で整理しました。国の障害者虐待防止法の施行は10月からになっています。国の現状から言うと、場合によってはこれから半年の間、国の障害者虐待防止法の運用については流動的な部分があるということ考えた時に、3月末までに修正する部分はあると思いますけれど、ひとまずさいたま市は今ご報告いただいたようなものを基本に4月からスタートしていただいて、国のその後の動向を見ながら、場合によっては本年10月の障害者虐待防止法施行までにもう1度これを手直しすることが非常に高い確率でありうるということを含み置きいただきたいと思います。その上で皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

(小津委員)

相談支援指針のP86以降の雇用現場での障害者虐待の事例を見て、心配になってきたことがいくつかあります。例えば、P92に労働局が出てきますよね。労働局は各県に1つずつあって、障害者雇用についてやっているのですが、労働局自体が現場に出て行って何かをやるということはないのですよね。それをやっているとすれば、心あるハローワーク職員が「その話聞いています」「その話自分も調べてみました」というような感じです。だけど労働基準監督署は介入しますよね。ああいうやり方ではハローワーク職員は介入せず、微妙な介入をします。その時に、指針の中に労働局による指導、助言が出てくるのはいかがなものかという感じがします。

(宗澤会長)

これは事例というよりもシナリオとして、障害者虐待防止法の規定どおりに労働局を噛ませておくという趣旨だけなので。

(小津委員)

事例集というのはどういう事例を扱ったとしても、発表する時には本人が見ても自分だとわからないようきれいに加工するというのが原則なので、これはきれいに加工されているという気がするのですが、気になるのは労働局による介入です。もしこの事例を労働局職員の方々が見た時に、「自分たちはこれを労働局の仕事としてやっていない」と言われてしまうでしょう。これはうちが出すものだから雇用現場の虐待事案というのは100パーセント障害者総合支援センターで出しているというのは誰でもわかり

ます。

(宗澤会長)

では、ここの部分は「障害者虐待防止法の施行以降このような展開になるかもしれません」という風に一言入れましょう。事例としてはおかしいわけですよ。これまでこんなことあるわけがない。ご指摘のように労働局自体が直接フィールドに出ていく体制をとっているところではないというのもわかっていますから、私もおかしいとは思っているのですけれども、一応障害者虐待防止法との整合性を考えた時にこういう展開にしないと仕方がなかったのです。

(長岡委員)

最近さいたま市以外で虐待の事案の相談を受けた際にこれがすごく役立ちました。特に分離・集中的援助における要否判断のフローチャートが実戦でとても助かるものと改めて実感しました。今回の流れは充分完成度が高いと私も思うのですが、今後のために感じたことを言わせていただきます。まず、実際に相談支援の現場とかでご本人やご家族の意思表示がなかった時に、このフローチャートでこれ以上突っ込めないという形になってしまいました。このフローチャートで事実があったら介入しなければならないというのを強く言って動き出したというパターンだったのですが、虐待防止法が定着するまでの間は、そこのところを関係機関やこういう場所で強調しておかないと実際の被虐待者を守れないというのが1つ。あと、実際にどう動けばよいかわからないという風に私のところに相談があった際に、個人情報の取り扱いに迷いました。犯罪だからある程度踏み込んだアドバイスが必要だろうと思いながら、聞いてしまうと個人情報のことで問題があるのではないかと感じてしまいました。その取り扱いについても、今後困ることが出てくると思います。それと最後に、虐待の加害側が組織的に隠蔽を図っているという時に色々なところで大変になるだろうと思いました。その時の動き方は私自身非常に悩んでいる状況なのですが、がんばっても公につながっていかないのではないかとというのがあったので、それも併せて話をさせていただきました。

(宗澤会長)

個人情報のところは個人情報保護法の例外規定の中に入るとどこかに書いていませんでしたか。

(小久保主事)

指針にはP46に個人情報の部分も書いており、虐待の部分でも留意点で触れてはいます。また、本日お配りした素案のP64の守秘義務の部分で記載をしているというところですよ。

(宗澤会長)

この辺りは該当箇所がリンクしているとわかるようにした方がよいですね。あと、私が気になったのはリスクアセスメント・チェックシートをやっていって、そして分離保

護の緊急介入のフローチャートが出てくるという形ですが、この構成になると、先にフローチャートが出てきてしまっているから、ここに至るためには後ろを見なければならぬということになりますよね。だからレイアウト上から言うと、リスクアセスメント・チェックシートから入って行って、それから分離保護の要否判断のフローチャートへと続けていかないと、初めて見た人にとってはリスクアセスメント・チェックシートとフローチャートが繋がらないと思います。リスクアセスメント・チェックシートとフローチャートが一体のものとして出てくるという構成にすべきだと思います。

それと、先程長岡さんがご指摘されたところを受け止めるのと、アメリカだと Adult Protected Service という形で、成人期の暴力、虐待にかかわるものを1つの枠組みの中で対応しているという部分があって、専門のトレーニングを受けている職員がいます。APSの事務所にはここで言う立入調査に必要な備品類が全部セットになっているバッグがあって、それを持って立入調査に行くということになっています。虐待は虐待として、普通は相談員というのは受容的なアプローチから入るのだけども、虐待の場合には相手が言わないけど介入しないとイケないわけだから、通常受容的なアプローチをしている支援者の場合、いつもとは違う形だから切り替えが難しいと思います。ここはやっぱり虐待に関する支援がこの4月から本格化し、色々なところが虐待事例を扱っていく中で研修を強化していくしかないのではないかという風に思っています。

あと、気になったのが支援職員自体のチェックリストの活用方法のところをもう少し変えておいた方がいいと思うので、私なりに考えて送ります。私自身としては、虐待サインリストとリスクアセスメント・チェックシートは使う必要があるのだけれども、その項目をもって、虐待の疑いをかけられた人に心理的な抑圧や圧迫感がないように使うというのは当然のことですよね。支援者自身の自己点検リストについても、それを用いることによって心理的に抑圧されることがないように注意した使い方を書いておく必要があると思います。そういう観点を貫いて事務局に作っていただいたものに書き加えたいと思っていますのでご了解ください。

(遠山委員)

相談支援指針素案のP47の「やむを得ない事由による措置」についてなのですが、障害者虐待防止法が10月から施行された場合に根拠法令に9条の2項は入れなくてよいのでしょうか。

(小久保主事)

その点につきましては、12月の作業部会の中で入れる形で最終的にまとまって、参考資料としてお配りした報告の中には入っているのですが、4月から活用するというものだったので、10月に差し替えるという前提で落としたいという意図があります。この段階で載せることで誤解をされかねない、条例は施行されていないけれど防止条例ができるという解釈をされてしまうということで落としたいのですが、それを踏まえた上で載せるという考え方もあります。

(宗澤会長)

虐待防止法の施行自体は半年後にあるわけだから、9条の2項ということは入れなくてもいいと思いますが、趣旨としては統一しておいた方がいいのではないのでしょうか。

(遠山委員)

先程の会長のお話だと、障害者虐待防止法の10月の施行に向けて見直しの動きがあるということで、当然こちらの方もそれと併せて見直しがありますよね。

(宗澤会長)

やむを得ない措置というものを発動する前に調べてみると高齢者ともそういう形になっていて、児童の場合、例えば、親が同意せずに家庭裁判所の審判を受けて親の意に反して保護をするという場合に保護委託費の単価が児童の場合に通常の施設措置より安い。児童養護施設でもそういう場合非常に嫌がるという現実があります。結局やむを得ない措置をした場合に単価が低くなる。だから施設に通常のサービス利用費よりも安くお願いするので、問題を顕在化させたくないというのがあるようです。そこでやむを得ない措置をすることで施設側と揉めるようであれば、正当な事業費が保証されるほうに余地を残した方がよいという問題が出てくるということらしいです。

(遠山委員)

前の作業部会でこの手の話をして、措置をしないと虐待防止法の面会の制限ができないということがあるということでしたが。

(宗澤会長)

面会の制限の可能性がありうるケースについては、やむを得ない措置の方から入っておかないと手順としては仕方がないというのは10月までの間に国が明確なことを言わなければ、入れる必要はあると思います。趣旨についてはこれまでの虐待部会で確認してきたとおりです。少なくとも10月までの間に面会の制限の措置が必要と思われる可能性がある場合は、やむを得ない措置から入っておかないと面会の制限が措置できなくなるので、やむを得ない措置から保護するという形にはしたいと思うのですが。

(長岡委員)

何のための措置なのかというところを理解してもらえないですし、これから10月まで事業所の意識をどこまで高められるかということが課題の1つだと思います。

(大須田委員)

今、支援課と支援センターで相談支援にかかわる研修が4月以降に市内の事業所向けの研修でチェックリストをどう活かすのかということにかかわって、当事者やご家族にパンフレット等の周知活動をすると思うのですが、障害者にもわかりやすいよう、4月以降権利擁護の専任職員が配置されるので、そことの連携とも重なると思います。

(宗澤会長)

支援事業者職員については、今大須田さんからご指摘があったように、これから色々な形で具体的な虐待対応の輪の中に入ってもらうような取り組みを進めていくということですが、当事者にどういう文脈、キーワードで虐待防止というところに入ってもらうかというのはこれから検討しながら進んでいかなければならない部分があると思います。それは高齢・障害者権利擁護センターの設立とともに、場合によってはこの自立支援協議会とともに相談しながら当事者のところにアプローチしていくというイメージを持たせたいと思っておりますので、これはまた4月以降にご検討させていただけたらと思います。

繰り返し申し上げますけれども、私たちがこの1年検討してきたものについてはひとまずこのような形でまとまって、最後にもう少し付け加えるものは3月末までに修正をして、とりあえず4月の条例の全面施行に合わせて、国の障害者虐待防止法の施行に関連する確認のマニュアルとこれから半年の動き等も睨みながら、本市の相談支援指針における虐待部分については、再度この半年間に修正を行う可能性があるということをご了解いただいて、ひとまず今日の虐待部分についての相談支援指針を皆さんに了解していただければと思うのですがよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

来年度以降の相談支援体制について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の4に移ります。来年度以降の相談支援体制についてということですが、事務局から説明をお願いいたします。

(大塚主事)

それでは、平成24年度からの相談支援体制について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料の4をお手もとにご用意ください。本市における障害者の相談支援体制といたしましては、皆様ご承知のとおり、各区に設置をいたしました14箇所の障害者生活支援センターを中心として、各関係機関相互のネットワークとして構築しているところでございます。今般の相談支援体制を取り巻く状況の変化等に対応するため、本市における体制につきましても、平成24年度以降の見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

資料の方をご覧ください。まず、第1に、障害者自立支援法の改正に伴って生じる相談支援事業に関する変更についてでございます。主な論点といたしましては、 から でお示したような点がございます。

まず、 市町村相談支援事業についてでございます。こちらは障害者自立支援法第7条に基づきまして、市町村が実施することされている障害者に対する基本的な相談支援事業でございます。こちらにつきましましては、障害者生活支援センター運営業務として、

これまで指定相談支援事業者に委託をしてきたものでございますが、平成24年度以降も障害者生活支援センターを引き続き設置するものとして、これまでの委託事業を継続していくものでございます。

P2をお願いいたします。次に、自立支援法に基づく指定相談支援事業についてでございますが、こちらにつきましては、4月からの法改正でサービス利用計画の作成を行う「特定相談支援事業」と地域移行・地域定着支援等を担う「一般相談支援事業」に分離されることとなります。障害者居住サポート事業や精神障害者の退院支援等、これまで補助金によって実施されてまいりました各種事業につきましては、一部が一般相談支援事業に統合されることとなります。なお、先ほどご説明いたしました、市町村相談支援事業につきましては、その位置付けに変更はございません。

資料のP3をお願いいたします。P2の方で説明いたしました「指定特定相談支援事業」の主な役割である障害福祉サービス等利用者のサービス利用計画案の作成についてでございます。法改正により、障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定にあたりましては、相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案の提出が必須化されることとなります。対象者につきましては、平成26年度までの3ヵ年で段階的に拡大されることとなっております。平成24年度につきましては、当面障害福祉サービス等の新規の利用者に限定される形で運用を開始したいと考えているところでございます。利用見込量につきましては、先ほどの障害者総合支援計画最終案の中でもお示しいたしましたが、3ページの下段にございますとおり、平成24年度では58名、平成25年度で222名、平成26年度で691名を予定しているところでございます。最も、こちらにつきましては見込み量でございますので、実際の数値とは異なる場合もあるかと思っております。

次に、P4をお願いいたします。ここからが、障害者自立支援法から離れまして、障害者生活支援センター運營業務に関する部分での変更点になってございます。こちらにつきましては、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の全面施行等に伴い、本市独自で拡大、変更していく部分がございます。まず 障害種別ごとに分かれていた窓口の統一化についてでございますが、現在は区によって知的・身体障害対応型と精神障害対応型の2つのセンターに相談窓口が分かれてしまっている部分がございます。障害者基本法の改正等により障害種別ごとというような枠組みを相談支援にあてはめることがそぐわなくなっており、前回の本協議会におきましても、そのような指摘をちょうだいしたところでございます。

つきましては、平成24年度以降窓口の統合化を進めまして、どの区におきましても障害種別に関わらず対応することができるようにするものでございます。なお、統合に際しましては、速やかに実施を図ってまいります。物件の契約等の問題もございまして、各センターの実情に応じて段階的に行うこととしたいと考えております。

続いてP5をお願いいたします。こちらでは、誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の全部施行により新たに加わる差別事案や障害者虐待等のうち、障害者生活支援センター1箇所だけでは対応することができない困難事例等への対応を支援するため、市内6箇所の障害者生活支援センターに計6名の「権利擁護支援員」を配置するものでございます。差別・虐待の困難事例につきましては、この権利擁護支援

員が受け持ち地区とスーパーバイズ機関となる基幹相談支援センターや高齢・障害者権利擁護センター等との調整・連携を促すコーディネーターとして機能し、解決に向けた取組みを全市で進める体制を構築するものでございます。

次に、P 6をお願いいたします。拠点となるセンターの役割を明確化ということでございますが、障害者生活支援センターにつきましては、これまでも14箇所のセンターのうち、中央区の障害者生活支援センターが拠点型としての機能を担ってまいりましたが、自立支援法の改正に伴いまして、新たに基幹相談支援センターが位置付けられましたので、中央区の拠点型機能を法律に併せて明確化するものでございます。

P 6の中段以降をご覧ください。具体的な基幹相談支援センターの業務といたしましては、総合的かつ専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行及び地域定着の促進、障害者の権利の擁護及び虐待の防止ということになってございます。基本的には従来からの拠点型の機能を受け継ぎ、コーディネーター連絡会議の開催や各種研修事業の実施でございますとか、各センターに対する相談支援上のスーパーバイズ等を担うものでございます。従来の業務と異なりますのは、及びの部分となりますが、地域移行及び地域定着の促進ということで、地域移行の普及啓発及び地域定着支援に関する体制整備に向けたコーディネート機能等、そして、障害者の権利の擁護及び虐待の防止ということで、成年後見制度利用支援事業に関する普及啓発や相談支援、障害者虐待の防止に対する支援等の機能が求められているところでございます。

次に、地域自立支援協議会に関する部分ということですが、資料の方はP 7の下段をお願いいたします。本協議会につきましては、障害者自立支援法の改正により、4月からはその位置付けが法定化されることとなり、自立支援法にとどまらず、障害者虐待防止法等における対応を考えましても、その役割が法律上強化されるものでございます。こちらにつきましては、前回の本協議会の中でも一部国の資料に沿ってご報告いたしましたが、具体的な点につきまして改めてご説明いたします。

資料の方はP 8をお願いいたします。まず、障害者自立支援法の改正に伴う位置付けの法定化に関してですが、法定化されることに伴い、ページ中段以降に記載しているとおり、(1)指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画などの質の向上を図るための体制の整備、(2)地域移行支援、地域定着支援を効果的に実施するための地域移行ネットワークの強化や社会資源の開発、(3)障害福祉計画の策定にあたり、市町村は自立支援協議会の意見を聴くよう努める、というような役割を担うことが法律上期待されております。

まず、(1)についてでございますが、こちらにつきましては、計画作成の実施状況等を注視いたしまして、来年度以降の本協議会の1つの課題となるものと受け止めております。次に、(2)についてでございますが、こちらにつきましては、障害者居住支援システムのあり方等の検討を通じて、これまでも本協議会において体制について具体的な検討を進めてきたところでございます。来年度以降につきましては、より具体的な検討が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。(3)につきましては、先ほどの議事にもありましたとおり、来年度が本市の計画策定年となることから、本年度におきまして特に障害福祉計画のサービス見込量を中心に皆様のご意見を頂戴しているところでございます。

ページの方はP 9に移らせていただきます。障害者虐待防止法を踏まえたネットワークの強化ということでございますが、本市では既に誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例のもとで障害者虐待に対する対応をスタートさせており、先ほどの相談支援指針の部分でもご説明いたしました。障害者虐待への対応につきまして市をあげて4月以降本格的な対応を行っていくということで検討を進めているところでございます。

これらの問題を解決するために、本協議会につきましては、平成24年度により専門的な議論を行うため、これまで作業部会として開催をしておりました「障害者虐待対策部会」を継続するとともに、地域移行に関する支援策を議論する専門分科会を新たに設けて、本協議会と2つの専門分科会という体制で議論を進めてまいりたいという風に事務局では考えているところでございます。作業部会の名称やあり方等につきましては、今後宗澤会長ともご相談させていただきまして、正式に決定をさせていただき、改めて皆様方にもお伝えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、これらの専門分科会につきましては、これまでの委員の皆様以外にも、専門的な知見を持った方に議論にご参画いただきたいと考えております。本日参考資料として配布させていただきました、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)をご覧ください。P 1の後段に新旧対照表がございますとおり、改正後の第25条の部分といたしまして、自立支援協議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる、第2項といたしまして、臨時委員は、学識経験を有する者、自立支援協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱または任命するという形で本協議会の委員の皆様に加えまして新たに専門的な知見を持った方を臨時委員として任命できる旨の条文を追加する改正案を現在市の方に提出中でございます。

このような形で、平成24年度以降の相談支援体制につきましては、本協議会を中心といたしましてさらに充実させてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見やご質問等ございますか。

サービス利用計画をめぐる色々な不純なものが現実にはあるわけです。ここを取ることによって1つは利益部分、もう1つはこういう計画を作ること自体が介護保険制度に近くなっていくと。サービス利用計画の趣旨が上がったなら、あくまでも障害のある人を主体としたサービスのありようというものを充実させていく手立てとしてこれを活用するということを強調してほしいと私は思います。

(吉野課長補佐)

今報酬単価の資料が手元にありますので、ご参考までにお伝えしたいと思います。サービス利用支援については月で1,600単位、継続サービス利用支援については月で1,

300単位、特別地域加算はプラス15/100、利用者負担上限管理加算は月で150単位となっております。

(大須田委員)

今市内の障害者支援センター14箇所の中でコーディネーター会議を中心に障害福祉課にも入っていただいて平準化を図るということなのですが、今後多様な指定のところが参入してくる可能性もあるので、そのことについて、支給の低下にならないようなさいたま市のルールを統一して、さいたま市はこれを使ってアセスメントをきちんとやるということを周知できるような仕組みを作っていくのか今後検討していただきたいと思います。基幹相談支援センターは単位支援事業が3月で事業として終了して、これから独立給付化になっていくのですが、今までさいたま市の保健所が軸になって病院へ指導するというのがあった中で、私たちも推進課のように民間の立場に入るとするのはこれまで壁が高かったものが、だいぶ壁が低くなってきたのですが、今回独立給付化になるということで保健所の責任性をどのように担保していけるのかというのを個人的に懸念しています。自立支援協議会の中で今の時点でどの程度保健所の役割を捉えているのかご意見を伺えたらと思います。

(吉野課長補佐)

今回個別給付化するというところは昨年から保健所と協議をさせていただいてはいるのですが、個別給付化されることで保健所の役割がなくなってしまうわけではございませんので、保健所はこれまでどおり色々な連携をとりながら事業の推進をしていきたいと思っております。

(宗澤会長)

大須田さんのご指摘は、実際の単位支援から地域定着していくという流れで、支援の役割の中に保健所の人が入らないと動かないケースというのが間違いなくあるわけだから、連携の中に保健所は必要不可欠だということ自体は認識として変わっていないと理解しています。要するに事務の流れが変わるということなのですよ。

(吉野課長補佐)

はい、これまでは補助金事業だったのが個別給付化されますので。

3 その他

(宗澤会長)

それでは、決められた議事は以上と終了となりますが、皆様から何かこの場で取り上げたい話題などはありますか。なければ、最後にその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

(吉野課長補佐)

本日参考資料としてお配りいたしました「平成24年4月1日より組織が変わります」と書かれた報道発表資料をご覧くださいませでしょうか。4月をもちまして企画係が2係制になりまして、ノーマライゼーション推進係と管理係に変わります。ノーマライゼーション推進係につきましては、これまで行っていました障害者施策推進協議会、この自立支援協議会、市民会議等条例に沿った協議会等を運営する係です。管理係につきましては予算関係という形になります。ここには書いていないのですが、うちの係に関しましては5係制で今までと係数は変わらないのですが、指定の事務と自立支援給付の担当をしている認定支払係と自立支援法の法的な事務と自立支援の精神医療の通院関係の給付事務を担当している福祉サービス係が自立支援給付係に統合されます。

次回の開催についてでございますが年度が替わりまして平成24年6月頃の開催を予定しております。詳細が決まり次第改めて委員の皆様にはお知らせいたしますので、何卒よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

4 閉会

(宗澤会長)

それでは、最後に申し上げます。まだ、相談支援指針の虐待にかかわるところというのは少し大きく見れば10月の障害者虐待防止法までに手直しをしていくというスタンスがあるので、ひとまず4月に本市の相談支援指針として出すまでの間に、皆さんからこれまで議論した範囲の中でご指摘があれば、順次事務局にご周知いただければと思います。これは最後に刷らなければならないので当然タイムリミットはあるのですが、仮にタイムリミットを過ぎたものがあってもそれは10月に修正する際に活かしていきたいと思っておりますので、とりあえず3月の時点でのご指摘をなるべく早くいただければと思っておりますので最後までご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、「第3回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以 上